

判決を受けて、市民社会からの声

刑法という狭い国内法の枠内で判断するのでなく、より上位の憲法の価値基準、そして国際人権法の水準に沿った判決を裁判所に望むことは、現在の日本社会では許されないのだろうか。

刑法によって守ろうとした価値とそれを形式的には犯してでも守ろうとした価値を比較して実質的な違法性を判断することは、違法性阻却レベルでは可能はず。そうした実質的判断のために刑法は単に形式的に構成要件に該当するだけでなく個別の事案に即した違法性阻却判断を予定している。

この事件のような問題が刑法レベルに矮小化されることなく、大きな憲法価値のレベルで議論される社会でありたい。ごく当たり前に憲法価値が裁判所、マスコミ、そして市民のレベルで行動原理となる日が来ることを切望している。

——伊藤 真（伊藤塾塾長・弁護士）

今回の判決については、法的にさまざまな批判を加える余地がある。しかし最も重大なことは、今回の判決が、NGO やジャーナリズムの正当な調査活動に対する、刑罰による威嚇だということである。結果として、公権力が関わった犯罪行為などの告発に対しても、萎縮効果が生まれてしまうことになる。グリーンピースの活動家二人の話ではない。これは、日本の NGO 活動に対する挑戦である。

——寺中 誠（アムネスティ・インターナショナル日本、事務局長）

ふたりの行為が調査捕鯨の不明朗な慣習を白日の下に晒した功績は認めても、不法侵入と窃盗の「罪は罪」、ただそれだけのことしか言わない判決は、司法が市民の自由や権利を擁護して社会をすこやかな方向に変えていく使命を放棄し、六法全書と起訴状をつきあわせてあてはまる答を見つけることでよしとしていることを物語るものでしかありません。これでは市民の表現の自由が萎縮するし、その前に司法が萎縮しています。

——池田香代子（作家・翻訳家、世界平和アピール七人委員会）

<http://astand.asahi.com/magazine/judiciary>